

平成十八年四月七日提出
質問第二一二号

杉原千畝元在カウナス日本国領事代理に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

杉原千畝元在カウナス日本国領事代理に関する第三回質問主意書

標記案件については、平成十八年三月十六日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十四日に答弁書を受領し、同年同月同日に再質問主意書を提出し、内閣から同年四月四日に答弁書を受領した（以下、「第一回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、追加質問する。

一 「第二回答弁書」において、政府は平成三年十月六日、当時の鈴木宗男外務政務次官がリトアニア共和国ピリニユス市において行ったランズベルギス・リトアニア共和国最高会議議長との会談について記録した文書（以下、「文書」という。）が存在することを明らかにした上で、「この文書においては、この会談における杉原千畝在カウナス領事館副領事（当時）についての「やりとり」は記録されていない。」と答弁しているが、右は外務省には鈴木・ランズベルギス会談において杉原千畝氏に関する言及がなされた文書が一切残っていないことを意味するものか。

二 平成三年十月、リトアニア共和国において、当時の鈴木宗男外務政務次官はランズベルギス・リトアニア共和国最高会議議長以外の誰と会見したか。その際、杉原千畝氏に関する言及がなされた記録が外務省に残っているか。

三 平成三年十月、当時の鈴木宗男外務政務次官がリトアニアを訪問するにあたって、杉原千畝氏の退職理由などに関しては踏み込まない方が得策との趣旨の公電もしくは事務連絡が、外務本省から在ソ連邦日本国大使館に対して送られたという事実があるか。

右質問する。